

19歳以上23歳未満の方の被扶養者認定における 年間収入要件が変わります！

令和7年度税制改正において、19歳以上23歳未満の方への特定扶養控除の要件の見直し等が行われました。これを踏まえ、19歳以上23歳未満の被扶養者認定における年間収入要件の取扱いが変わります。

対象者

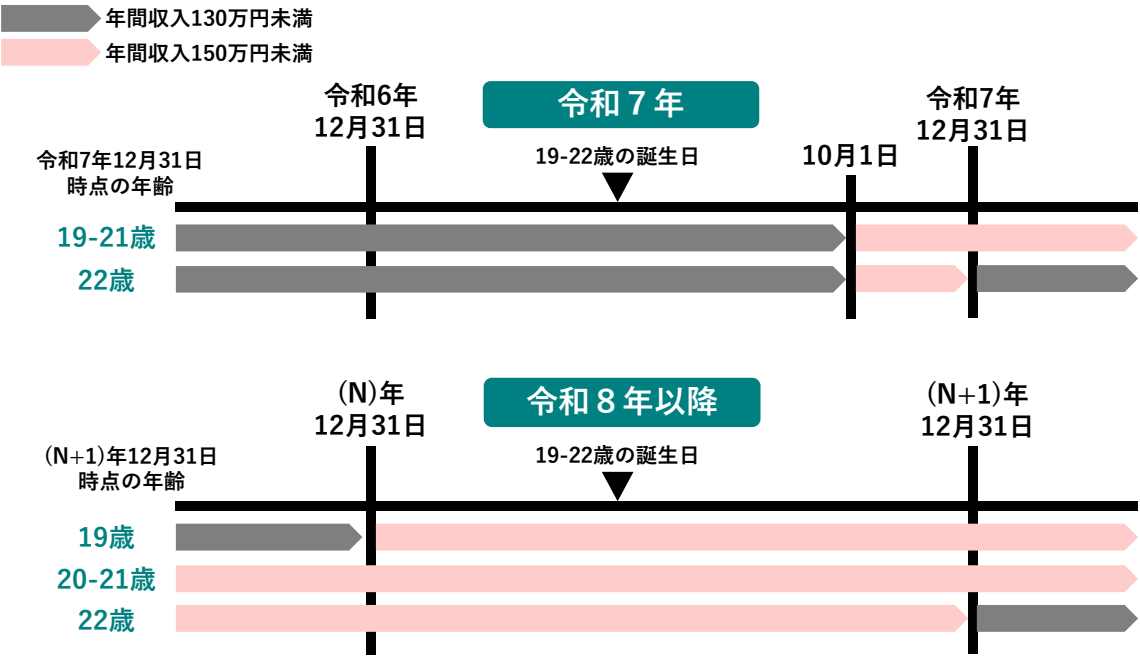
19歳以上23歳未満の被扶養者

- ※ 年齢は、扶養認定日が属する年の12月31日時点の年齢で判定します。
- ※ 組合員の配偶者および事実上婚姻関係と同様の事情にある者は、対象外です。
- ※ 学生であることの要件は求めません。

収入要件



- ※ 年間収入要件以外については、従来どおりの基準が適用されます。
- ※ 年間収入が150万円未満か否かの判定方法は従来通りであり、過去の収入、現時点の収入、将来の収入見込みを総合的に勘案し、今後1年間の見込み収入額に基づきます。



年収の壁パッケージでは、年間収入130万円以上であっても、一時的な収入増加である場合、「事業主の証明」があれば連続2回まで認定を継続できますが、今回の制度改正により19歳以上23歳未満の者の年間収入が150万円を一時的に超えた場合でも、「事業主の証明」により認定を継続することが可能です。

留意事項

令和7年10月1日以降の届出であっても、扶養認定日が令和7年10月1日以前に遡る場合には、旧基準（130万円未満）が適用されます。新基準は遡及適用されません。